

社会問題過程の分析

——道徳的コンフリクトを中心に——

石川 准

筆者は本稿において、「逸脱」現象を「社会過程」と見る立場を採用し、それを犯せば「逸脱」となるような「規則」の制定と、「逸脱者」に対する「社会統制」とを分析の主たる対象とする「社会問題の社会学」の理論枠組を構築することを試みる。また、この理論枠組を用いて、「社会権」が正当性を得ていない社会においては明らかな「逸脱的集合行動」とみなされる「福祉権運動」の発生と帰結を分析し、理論の検証と運動の理解をめざす。

第一節 社会問題の社会学

そのアプローチとパースペクティブ

1. コンセンサスアプローチとコンフリクトアプローチ

「社会問題の社会学」が首尾一貫した理論を所有する為には、我々はおそらく次の二つのアプローチのいずれかを選択しなければならない。第一のアプローチはMerton〔1966〕の「コンセンサスアプローチ」である。彼のアプローチの特徴を簡単に整理すると、次の様になる。①「社会問題は、広く共有された社会的標準と実際の社会生活の状態との実質的な乖離である」〔Merton, 1966, p.780〕と「社会問題」を定義し、「道徳的コンフリクト」を分析の対象から除外して、「支配的価値」と「支配的規範」が存在すると想定しうる場合に限って、それらからの「逸脱」を分析する。②「支配的規範」が「支配的価値」の実現に対し不整合的である様な事態を「社会解体」と呼び、「実際の行為」が「支配的規範」を侵害する様な事態を「逸脱行動」と呼んで、これらを「社会問題」を構成する二つのサブカテゴリーとする事によって、「社会問題の社会学」を構造機能分析の一環に

組み込む。そうしておいて「社会解体」や「逸脱行動」の「原因分析」や「影響分析」を行ない、これを基にして、それらの「解決」をめざす⁽¹⁾。

第二のアプローチはKitsuseとSpector〔1973〕の「コンフリクトアプローチ」である。その特徴は次の通りである。①「道徳的コンフリクト」に関心を向け、各社会集団や社会成員によって「主観的に定義された「社会問題」を分析の対象とする。②「社会問題」の定義の「客観化」や「社会問題」の統制をめぐる「社会過程」を分析する⁽²⁾。

筆者は、これら二つのアプローチのうち、所与の道徳体系の自明性を承認し「社会問題」の「非政治的」「技術的」解決を指向するMerton流の「コンセンサスアプローチ」ではなく、「社会問題」をめぐる「道徳的」「政治的」対立に注意を向ける「コンフリクトアプローチ」を選択する。そして「社会問題」を次の様に定義する。「社会問題とは、一定の社会成員によって道徳的逸脱と定義され社会統制を要求された行為や属性の事であり、さらにまた一定の社会成員によってこのような道徳的逸脱を積極的に導いたと評価され、あるいは道徳的逸脱を適切に

統制し得ないと評価され改変を要求された規範や価値の事である。

2. 社会問題への3つのパースペクティブ

コンフリクトアプローチを選択し、社会問題の「社会過程分析」——これを「社会問題過程の分析」と呼ぶ事にする——を行なう為には、それでは如何なるパースペクティブ乃至説明方針が要請されるのだろうか。この点に関しては、貧困研究の分野でWaxman〔1977〕が行なった「文化的パースペクティブ」「状況的パースペクティブ」「関係的パースペクティブ」の分類を利用するのがこの際便利である。

「文化的パースペクティブ」の典型は「貧困の文化論」である。Lewisらが標榜する「貧困の文化論」は、広義には貧困者の生活状態、行動様式、心理状態に関する一切の研究を含むが、狭義には貧困の下位文化によって貧困者の行動様式や社会経済的地位を説明する理論の事である。Fave〔1974〕は、「貧困の文化論」が主張する7つの基本命題を提示している。①貧困者に特有な価値のセットがある。②これらの価値は貧乏な生活の経験から直接発生したものである。③貧困者の日々の実際の行動は、この価値によって非常に影響を受けている。④この行動の多くは、中産階級の価値観からは逸脱すること甚だしい。⑤この行動の多くは貧困者が貧困から脱出し上昇していく為には極めて逆機能的である。⑥貧困者の価値は多くはそのまま世代を越えて継承される。⑦価値の自己永続的性格の為に、貧困者は、たとえ貧困から脱出する機会が与えられても、それを生かすことが出来ない。

ここでは「貧困の文化論」の妥当性や社会政策に与えた影響等は問題にしない。指摘しておきたいのは「貧困の文化論」に代表される「文

化的パースペクティブ」が、行動様式の相違を価値や規範や欲求の文化的相違で説明する点である。

これに対し、「状況的パースペクティブ」は文化的変数を普遍と見なし、行動様式の相違を、行為者が置かれた状況の相違で説明する。我々はこの典型を「アノミー論」に見ることが出来る。Mertonの「アノミー論」は、成功という文化的目標が通階級的に平等に分配されているにもかかわらず、それを実現するための手段や機会が不平等にしか分配されていないアメリカに於いては、非合法的な手段を用いて目標を実現しようとする「革新的逸脱」や目標それ自体の修正を旨とする「反抗的逸脱」等が発生すると主張する。

Mertonを継承したClowardとOhlin〔1960〕は、「合法的機会」の有無に加え、「非合法的機会」の有無も逸脱の形態や内容を大きく規定すると主張し、「合法的機会」「非合法的機会」がいずれも閉鎖的な場合には、時として暴走や爆発や悪ふざけを行なう「攻撃者型非行」か、麻薬や覚醒剤に耽ける「退却者型非行」が発生し、「合法的機会」は閉鎖的でも「非合法的機会」が開放的な場合には、プロの犯罪者となりかねない「犯罪者型非行」が発生すると指摘している。Clowardらは「状況的パースペクティブ」に忠実に依拠して「アノミー論」を改良している。

これらに対し、「関係的パースペクティブ」は「逸脱行為」に先行する他者の行為の規定力を重視する。⁽³⁾この典型は、「レイベリング理論」である。Beiker〔1963〕やLemert〔1967〕らは、「逸脱行為」を「統制者」と「逸脱者」との相互行為の一局面と見なし、「統制者」の「レイベリング」や「負のサンクション付与」が「逸脱経歴の深化」(Beiker)乃至「予言の自己成

就」(Lemert)をもたらすと主張する。

尚、Waxman自身は、関係の変数のうち「レイベリング」を重視し、「関係的パースペクティブ」を、シンボリックな相互作用をもたらす「アイデンティティ問題」によって「逸脱行為」を説明するパースペクティブの意味に用いているが、筆者は、この定義を若干拡張し、「サンクション付与」を含めて「他者からの働きかけ」一般を関係の変数として扱いたい。

3. 全体的パースペクティブ

ところで、これらのパースペクティブはそれぞれ異なる行為理論を要請する。先づ文化的パースペクティブに対応する行為理論は、行為の「規範性」を重視するそれである。状況の変数を捨象する以上、このパースペクティブに依拠しつつ、行為の「目的合理性」を強調する行為理論を構築する事は理論的に不可能である。又状況的パースペクティブは逆に、行為の「目的合理性」を重視する行為理論を要請する。価格や所得の変化に敏感に即応するホモエコノミクスを仮定する時に、状況の変数は最も重要な変数となる。更に関係的パースペクティブは、行為の「他者依存性」を強調する行為理論を支持する。換言すれば他の二つのパースペクティブが行為者の「主体性」を重視するのに対し、関係的パースペクティブは行為を「レイベリング」や「サンクション付与」の関数として説明する行為理論を要請する⁽⁴⁾。従ってこれらのパースペクティブのいずれかを選択すると言う事は、それが支持する行為理論を選択した事を意味する。

それでは「社会問題の社会学」は、これらのパースペクティブの中からいずれか一つを選択しなければならないのだろうか。筆者はパースペクティブの選択は先に行なったアプローチの選択とは異なり、必ずしも択一的である必要は

ないと考える。複数のパースペクティブを採用し、それを具現する首尾一貫した行為理論を整備する事によって、経験的説明力が顕著に向上すると期待出来るなら、当然そちらを選択すべきである。本稿は三つのパースペクティブのいずれをも重視し——これを「全体的パースペクティブ」と呼ぶ事にする——文化、状況、関係と言う三種の説明変数を用いて「規範性」「目的合理性」「他者依存性」と言う行為の三側面のすべてに照明をあて「社会問題過程」の分析を行ないたいと考える。その正否は後論でおのづと示される筈である。

ところでコンフリクトアプローチを採用する社会問題の社会学は、「規則制定過程」と「社会統制過程」とからなる「社会問題過程」の「発生局面の分析」と「結果局面の分析」とを主題とする。換言すれば「逸脱」現象を社会的政治的な過程とみなす社会問題の社会学は、如何なる条件のもとで、それをおかせば「逸脱」となる規則の制定を目ざす「道徳的企て」が発生し、如何なる場合に「逸脱者」に対する「社会統制活動」が発生するのかを分析し、更に「規則制定過程」や「社会統制過程」の帰趨は如何なる条件に規定されているのかを分析する。

「社会問題過程」の「発生局面の分析」に当たっては、「参加動機の分析」を重視する。筆者が本稿で最も問題にしたい「社会問題過程」への「参加動機」は「相対的剥奪感」(relative deprivation)である。一定の「剥奪」と一定の「欲求」と一定の「正当性信念」が組み合わされると「怒り」が発生し、更にそれが動機となって社会運動が生起すると主張する「相対的剥奪感論」の「動機分析」の枠組は、無論あらゆる種類の「道徳的企て」や「社会統制活動」の動機を説明する事は出来ないが、「被剥奪者」(deprived person)が如何なる条件のもとで

「道徳的企て」に参加するのかを第四節で分析する本稿にとっては、先づ開発しなければならない分析枠組である。

尚「相対的剥奪感論」は、次節で示すように文化と状況と関係によって「相対的剥奪感」の発生と、それに基づく行為とを説明する分析枠組であることから、「全体的パースペクティブ」に適合的である。しかし関係の変数の扱いは必ずしも充分とは言えないので、「アイデンティティ理論」でこれを補完したい。更に又、「参加動機」と「道徳的企て」や「社会統制活動」の発生とを繋ぐいくつかの媒介変数を導入し、「発生局面の分析」を、より充実なものにする為に、「連帯理論」と「崩壊理論」の知見を取り入れたいと考える。

又「社会問題過程」の「結果局面の分析」に際しては、「レイベリング理論」を採用し、更にそれを「アイデンティティ理論」と「資源動員論」で補完したい。ラベルの生成やラベルの適用をめぐる社会・政治過程を主題とする「レイベリング理論」はやはり「全体的パースペクティブ」に見合う分析枠組の開発につとめている。但し、その理論的成果は現段階では必ずしも充分とは言えないので、「社会問題過程」の「アイデンティティ闘争」としての側面を重点的に分析する為に、「アイデンティティ理論」を、又「政治闘争」としての側面を分析する為に「資源動員論」をそれぞれ導入する必要がある。（但し「資源動員論」は本稿では扱わない）

第二節 社会問題過程の発生局面の分析枠組——相対的剥奪感を中心にして

1. 「相対的剥奪感」概念の検討

筆者は先ず、一定の文化と一定の状況と一定の関係が組み合わさると社会成員は、自己の状態を一群の「逸脱行為」やそれを引き起こした「規則」によってもたらされた「不当」な状態と定義し、それに「怒り」を感じて道徳的企てや社会統制活動に参加し、状態の是正と「怒り」の低減とを目ざすと仮定する。この仮説を一つの分析枠組に仕上げる為に相対的剥奪感論を利用する。

相対的剥奪感という概念は Stouffer (1949) らによって初めて使用された。彼らはこの概念を兵士の行動様式や心理状態の説明に用い、相対的剥奪感論と準拠集団論の端緒を開いた。この後、Davis (1959) や Runciman (1966) へと継承されていく相対的剥奪感論は、個人の客観的状态が不満を発生させるのではなく、個人の状態と比較準拠集団の状態との格差が不満をもたらすという基本仮説を所有するに至る。この意味で相対的剥奪感論は、当初から関係の変数に注目していたと言う事が出来る。

Runciman (1966) は政治意識研究にこの概念を導入する。所得や職業やステイタスや権力などが、客観的には不平等に分配されているからといって、必ずしも最も恵まれない階層が自己の状態に対し、不平や不満を最も強く感じるとは限らないとすれば、不平等と不平の間に如何なる媒介要因が介在しているのかを、理論的に明らかにする必要があると Runciman は主張する。彼はそれを比較準拠集団に求め、イギリスの労働者の不平に関する実証研究を行っている。又彼は、その理論的成果は充分でない

は言え、規範準拠集団と相対的剥奪感との関連にも注目している。

Runciman の議論を更に発展させ、相対的剥奪感論を一つの分析枠組に仕上げたのは Gurr [1970] である。Gurr は、相対的剥奪感を「価値期待」と「価値能力」との乖離と定義する。「価値期待」とは、獲得する正当な資格が自己にあると行為者が確信する価値客体のことであり、「価値能力」とは自己の能力によってそれを獲得しようと確信する価値客体の事である。

Gurr は相対的剥奪感を政治的暴力の動機とする為に、この概念に重大な修正を加えている。即ち Gurr 以前の論者がいずれも、比較準拠集団との格差をもたらす「欲求不満」の意味に、この概念を用いているのに対し、彼はそれに規範的な意味を付け加え、「不当」な剥奪に対する「怒り」と言う定義を与えて、政治的暴力の発生を規定する最も重要な説明変数として用いている。

ところで Gurr は Runciman とは对象的に、準拠集団の規定力を重視しない。これは彼の関心が政治的暴力の国際比較研究にある事とも関連すると思われるが、筆者は比較準拠集団と規範準拠集団とは共に、相対的剥奪感の発生を規定する重要な関係の変数であると考えた。また Gurr は動学分析のために三つの相対的剥奪感の類型を用意している。それらは、価値期待は不変であるにもかかわらず、価値能力が低下して生じる「能力低下型剥奪感」(decremental deprivation)、価値能力は一定であるにもかかわらず、価値期待が上昇して生じる「期待上昇型剥奪感」(aspirational deprivation)、価値期待の上昇と価値能力の低下が同時に起きて生じる「期待上昇・能力低下型剥奪感」(progressive deprivation) である。この様な類型を設定することによって、資源分配構造と文化構造の変動

が、相対的剥奪感をもたらすと言うマクロな構造的規定力を分析することができる。⁽⁵⁾

又 Geschwender [1968] は、相対的剥奪感を「地位非一貫性」状態をもたらす「認知的不協和」と定義し、地位非一貫性仮説を提案している。⁽⁶⁾ 尚この仮説は全てのタイプの相対的剥奪感を説明するための仮説では無論ないが、Runciman の準拠集団仮説にしる、Gurr の価値期待と価値能力との乖離が剥奪感をもたらすという仮説にしる、主観的変数を説明変数として必要とするのに対し、この仮説は多次元的な社会的地位構造という客観的変数によって、ある種の社会運動を説明しようという利点をもっている。

更にまた Crosby [1976] は相対的剥奪感を次のように定義する。「x を所有していない個人が、①誰か他者が x を所有しているのを知っており、②x を欲しており、③x を所有する資格があると確信しており、④x の獲得は実現可能(feasible)だと感じており、⑤現在 x を所有していないのは自己の責任ではないと考えているならば、彼は相対的剥奪感を感じる(Crosby, 1976, p.90)。⁽⁷⁾ Crosby はこれらのうち②が欠けると「義憤」、③が欠けると「落胆」、④が欠けると「不満足」、⑤が欠けると「自己嫌悪」が生じ、全ての条件が整って始めて相対的剥奪感が発生すると仮定している。

これらの論述を踏まえて筆者の相対的剥奪感の定義を示しておこう。「相対的剥奪感」とは、①任意の重要な価値客体を所有していない個人が、②当の価値客体を欲し、③しかもその獲得は自己の権利であるにもかかわらず、④不正な他者の行為や不正な規則により剥奪されていると確信する心理状態である。この様に相対的剥奪感を定義する事によって「自己の正当な欲求が不正な行為や不正な規則によって不当にも剥奪されている事への「怒り」と言う内包を明確

にこの概念に与える事が出来る。この様に相対的剥奪感を欲求不満から峻別することによって、「不満は遍在するから、これによっては社会運動を説明しえない」とする McCarthy & Zald (1977) らの批判に対抗することができる。

2. 相対的剥奪感を中心とした分析枠組の検討

Gurr (1968) は、「相対的剥奪感」の「政治闘争」に対する基本的規定力を、権力主体の「強制力」や媒介集団や緊張処理メカニズムなどの「制度化」や、「体制の正当性」が抑制し、闘争に必要な手段や闘争を正当化する信念などを提供する「促進要因」が助長するという因果モデルを構築し、114ヶ国のデータを収集して仮説の検証を試みている。重回帰分析とパス分析の結果、「相対的剥奪感」と他の四つの媒介変数とで「政治闘争」の全分散の65パーセントを説明できるということ、「相対的剥奪感」だけでも全分散の36パーセントを説明できるということ、「促進要因」は最も重要な媒介変数であると同時に、独立にも「政治闘争」を規定しているということ、「体制の正当性」は独立に「政治闘争」を抑制しているということ、「制度化」は「促進要因」と「強制力」に影響を与えるが、「政治闘争」に対する直接的な影響力をもたないということ、「強制力」は「促進要因」に負の効果を与えることで間接的に「政治闘争」を抑制するということが指摘されている⁽⁸⁾。Gurrのこの国際比較研究は相対的剥奪感論を代表する実証研究であると同時に、理論的にも最も洗練されている。ここでは「相対的剥奪感」の説明力を確認すると共に、Gurrが「促進要因」や「抑制要因」などの関係的変数をも重視しているということにも留意しておきたい⁽⁹⁾。

3. エクイティ理論の検討

エクイティ理論は相対的剥奪感論とかなり類似した発想をもつ社会心理学理論である。エクイティ理論の主張のうちで特に参考としたい諸点は次のとおりである。①エクイティノルムが強固な社会においては、被搾取者のみならず搾取者や第三者までが不公平な状態に苦痛を感じ、なんらかの方法によって公平を回復しようとする。②公平性を回復する方法には「つぐない」と「正当化」とがある。被搾取者はつぐないを求めても得られない時には自ら現状を正当化し、苦痛を低減してしまうし、搾取者は正当化しえない時にはつぐなうことによって苦痛を低減するし、第三者は搾取者を特定できない場合に被搾取者の救済にあたる。③被搾取者は自己の貢献に見合う報酬を提供されない場合に、報酬の増加を要求し、それを獲得することによっても公平性を復元できるが、自己の貢献を低下させることによっても、公平性を回復することができる⁽¹⁰⁾。これらは相対的剥奪感論が十分に注意を払ってこなかった論点である。

4. 相対的剥奪感論と連帯理論

相対的剥奪感論は大衆社会論とともに「崩壊理論」(break-down theory)と呼ばれることが多い。「崩壊理論」とは、急激な社会変動をもたらすインパクトによって一方で社会統制力が弱化し、他方で不満や怒りが沸騰し、それらが相俟って非制度的集合行動が発生すると考える一群の理論のことである⁽¹¹⁾。先に見た Gurr の分析枠組は、急激な資源分配構造の変動や文化構造の変動によって生じる価値期待と価値能力との乖離が、相対的剥奪感を発生させるという基本前提をもち、更に強制力や制度化や体制の正当性が低下し、政治闘争に対する抑制力が弱化すると闘争が発生すると主張することから、

「崩壊理論」に位置づけられるにたる性格を確かに有している⁽¹²⁾。

これに対し、「連帯集団」が提供する経済的報酬や政治的便益やコミュニケーションネットワークや運動を正当化する信念体系と、社会運動の発生との因果関係を主張するのが、「連帯理論」(solidarity theory)である。公民権運動に関する一連の研究や⁽¹³⁾ Tillyら〔1975〕は、「連帯集団」が運動の発生に大きく貢献した事実を報告している。またObershall〔1978〕は、運動組織にとっては、人的資源の動員に関して「連帯集団」からの「ブロック動員」(bloc mobilization)の方が、個々ばらばらの個人を動員するよりもコストが割安であると指摘しているが、これはいいかえれば、連帯集団に所属する個人の方が運動組織への参加の機会が多いと主張していることになる。

このように見てくると「崩壊理論」が運動の発生を抑制する要因に主たる関心を向けるのに対し、「連帯理論」は運動の発生を、促進する要因を重視することがわかる。しかしながら両者のこの対立は、架橋しえないような類いのものなのだろうか。相対的剥奪感論を関係的パースペクティブで補完し、社会問題過程の発生を分析しようとする本稿の立場からすると、「抑制要因」と「促進要因」とは共に捨象しえない重要な関係の変数であって、二者択一の問題ではない。

この点で注目したいのは、Useem〔1980〕の研究である。彼はボストンの「反バス通学運動」(anti-bussing movement)に取材し、運動への「参加」や「支持」を「崩壊理論」(大衆社会バージョンと不満バージョン)と「連帯理論」の、いずれがよりよく説明できるのかを比較検討している。分析の結果は次の通りである。①「連帯尺度」と「運動への支持」や「運動への

参加」との間には有意な正の相関関係が見出され、崩壊が運動をもたらすという大衆社会バージョンは支持されなかった。②「相対的剥奪感尺度」と「運動への支持」や「運動への参加」との間には、有意な正の相関関係が見出され、不満は定数に過ぎないから説明力は無いとする、「連帯理論」の主張の一つは否定された。③「連帯尺度」と「相対的剥奪感尺度」との間には有意な正の相関が見出され、「連帯集団」によって不満の発生が促進されるか、又は不満に基づいて「連帯集団」が形成される事が推定された。

Useemのこの実証研究は、必ずしも完全だと言う訳ではない。例えば、「連帯集団」と剥奪感との関係を明らかにしようとするあまり、「崩壊尺度」の扱いはぞんざいだった。しかしながら彼の研究は今後の方向を示したものとして評価できる。⁽¹⁴⁾

第三節 社会問題過程の結果局面の分析枠組

1. 現象学的観点の導入

本節では社会問題過程の結果局面の分析枠組を提示する。そこでまず分析枠組の鍵概念たる「レイベリング」と「アイデンティティ」の現象学的理解から始める。まず「レイベリング」概念の理解を深めるためには、Schutzの諸論考が参考になる。Schutzが一貫して持ち続けた主要な関心の1つに「人は如何にして他者を理解するのか」という主題がある。この点に関する彼の主張を簡単にまとめておこう。①「今ここに」から新たな「今ここに」への未分化な感覚刺激の束であるところの「生きられた経験」は、「理解」という意味構成作用が向けられて初め

て有意義な経験となる。②「理解」の対象とならなかった多くの「生きられた経験」はそのまま流れ去っていく。③「他者理解」の対象たる他我の「生きられた経験の流れ」は、理解する自我には断続的かつ部分的にしか与えられないし、理解する自我の解釈図式と他我自身の解釈図式とが一致する保証はどこにもないので、通常は自我の「他者理解」と他我の「自己理解」とには齟齬がある。④全ての理解は「類型」(type)の付与即ち「類型化」(typification)であるが、相互行為関係にある「直接的存在者」(consociates)に比べ、記号としてしか与えられない「同時的存在者」(contemporaries)や「先行者」(predecessors)や「後継者」(successors)は、より少数の匿名的で部分的な類型を用いて理解される。⑤このような種類の「他者理解」は理解の対象たる他者に関する第三者の理解を手掛かりに行うしかない。⑥構成され提示された類型は次第に構成主体の「主観的意味連関」から自立し、「客体的意味連関」に加わっていく。⁽¹⁵⁾

次に「アイデンティティ」概念の理解のためにLaingの議論を簡単に検討する。Laingの中心的主題は、他者が自己を如何なる存在と見なしているのか、自己に如何なる振舞を期待しているのか、自己を掛替えのない存在として愛しているのかどうかということが自我に如何なる影響を及ぼすのかということである。Schutzの場合と同様にLaingの論点を単純化して示せば次の様になる。①自ら抱く「対自的アイデンティティ」と他者から与えられる「対他的アイデンティティ」とが一致して初めてアイデンティティは確立する。②相互に相手の「対自的アイデンティティ」を承認し合う時に関係は最も安定的かつ「補完的」となる。③他者から「石化」されたり「道具化」されたり「記号化」さ

れたりする個人は、役割を演じる「ニセ自己」と「本来的自己」とを分離したり、先手を打って他者を「石化」したり「道具化」したり「記号化」したりすることによって自我の危機に対処する。④自我の危機に対処するために「ニセ自己」と「本来的自己」とを分離した個人は、他者との直接的な交流を回避し自閉的小宇宙において全能たろうとするが、他者によって自己が確認されたり豊かにされたりすることがない為、次第にナルシズムの更新と空虚感とがもたらされる。⑥相互に相手が期待する通りの「ニセ自己」を提示し合う時に、「共謀」とLaingが呼ぶ擬似的「補完関係」が成立する。

2. レイベリング理論の分析枠組

レイベリング理論は、「逸脱行為」をあくまで相互行為過程の一局面と見て分析するという特徴を有する。「逸脱者」に対するレイベリングやサンクション付与を中心に展開する社会統制過程の分析や、それを犯せば逸脱となる規則の制定過程の分析を指向するレイベリング理論の問題関心は、社会問題過程の結果局面の分析のそれに全く一致する。

レイベリング理論が用いる最も基本的な概念は、「ラベル」と「レイベリング」である。これらの概念の意味は必ずしも明示的には述べられていないが、おそらく次のように考えるのが良い。まず「ラベル」とは、「逸脱的行為」や「逸脱的属性」に関する定義と、際だった正又は負の情緒的意味を内包する類型のことである。又「レイベリング」とは、「ラベル」を用いた他者評価を、当該他者や第三者に伝達するコミュニケーション行為のことである。⁽¹⁶⁾

規則制定過程の分析に際して、レイベリング学派が重視する変数は、道徳的くわだてをおこした諸集団の「レイベリング能力」と「サンク

ション能力」，更に彼らに反対し所与の道徳的秩序を維持しようとする「対抗集団」——例えば統制エージェント，規則の制定が現実化すると逸脱者となる集団，規則の制定によって損害を被る集団など——の「対抗的レイベリング能力」や「対抗的サンクション能力」である。「道徳的活動家」の「レイベリング能力」とは，彼らがコミットする価値や規範からは，当然逸脱とされねばならない一群の人々の行為や属性を社会問題として公表し，自らの主観的定義を客観的定義へと昇格させる能力のことである。例えば，Becker〔1963〕が行った「マリファナ税法」の制定過程の分析においては，「道徳的活動家集団」たる連邦麻薬局の「マスコミ動員力」や「専門家動員力」が問題にされている⁽¹⁷⁾。又「道徳的活動家集団」の「サンクション能力」とは，正または負の政治的経済的社会的サンクションを提供しうる能力の事である。「レイベリング能力」が不十分で道徳的コンセンサスを得られない時には，この「サンクション能力」を行使して規則の改変を達成することができる⁽¹⁸⁾。規則制定過程の推移は，要するに「道徳的活動家集団」と対抗集団の道徳的政治的実力差により決まるとするのが「レイベリング理論」の主張である。

社会統制過程の分析に際しても，レイベリング理論は「社会統制者」の「レイベリング能力」と「サンクション能力」，これに対する「逸脱者」の「対抗的レイベリング能力」と「対抗的サンクション能力」を重視する。例えばSykes and Matza〔1957〕やEmerson〔1969〕らは，非行少年の「対抗的レイベリング能力」——Sykesらはこれを「中和の技術」と呼んでいる——の分析を行っている⁽¹⁹⁾。またMatza〔1969〕は，社会統制がかえって逸脱を再生産するメカニズムを分析している。社会統制過程の帰趨も，

「社会統制者」と「逸脱者」の道徳的政治的力関係に規定されるとレイベリング理論は主張する。

3. アイデンティティ理論の分析枠組

「道徳的活動家」や「逸脱者」や「統制者」が他集団からのサンクションを不当な「剥奪」と考え，相対的剥奪感を感じるのか，それともそれを正当な「処罰」として受け入れ，罪意識や恥意識をいだくのか，或は又，それを今後は回避しなければならない「費用」とみなすのかは，サンクション付与と同時になされるレイベリングが彼らに如何なる影響を及ぼすのかにかかっている。社会問題過程において，レイベリングとカウンターレイベリングが交錯して如何なる結果をもたらすのかを重点的に分析するためには，アイデンティティ理論が有用である。尚，アイデンティティ理論は相対的剥奪感とつなぐ事によって発生局面の分析においても有益な成果を提供する。

「自分は他ならぬ……である」という確信を意味する「自我アイデンティティ」(ego identity)は，個人の自己イメージたる「個人的アイデンティティ」(personal identity)と個人に対する他者のイメージたる「社会的アイデンティティ」(social identity)とが一致する時に確立し，これらに対立する時に崩壊するという基本仮説を，アイデンティティ理論は有する⁽²⁰⁾。更にアイデンティティ理論は「自我アイデンティティ」を個人主体の機能要件の一種とみなし，「自我アイデンティティ」の崩壊の危機に直面した個人は「個人的アイデンティティ」または「社会的アイデンティティ」の修正をはかることによって「自我アイデンティティ」の再統合を旨と考える。

ここでは「社会統制集団」から「逸脱者」と

いう「社会的アイデンティティ」を付与され、「自我アイデンティティ」の危機を経験する個人の反応を考察しよう。このような場合に一般にまず試みられるのは、「標準的自我アイデンティティ」の再建——これを「常人化」と呼ぶことにする——である。筆者は「常人化」の試みを、模範的標準的行為を積み重ねて「社会的アイデンティティ」の再修正を実現しようとする「修正」と、既存の社会関係から離脱して新たな社会関係の中で常人に戻ろうとする「逃避」の試みと、身元をいつわる事によって直接的なスティグマタイゼーションを回避し、「自我アイデンティティ」をささえようとする「身元隠し」(Passing)に、区分する。⁽²¹⁾

「常人化」の試みが失敗し、更にこの後で言及する「受動的翻身」や「能動的自己変革」も不可能な場合には、「逸脱的社会的アイデンティティ」を付与された社会成員は、「逸脱的アイデンティティの受容」をせざるをえない。筆者は「逸脱的アイデンティティの受容」を、他者の評価を完全に受け容れてしまう「逸脱者の自認」と、よりましな逸脱者を演じて「逸脱的社会的アイデンティティ」の値引きを求める。「よりましな逸脱的アイデンティティとの交換」の試みと、生活をドラマ化し、行為を演技化することによって現実から距離を取ろうとする「自我の二重化」に区分するのが便利だと考える。⁽²²⁾

社会統制集団からのレイベリングに対する逸脱者や道徳的活動家の対応が「常人化」や「逸脱的アイデンティティの受容」であるならば社会統制は成功したと言える。これに対し、「革新的社会的アイデンティティ」を提供する対抗集団に吸引され、再社会化され、「受動的翻身」(passive alteration)を行った逸脱者や「革新的自我アイデンティティ」の相互補完的確立、

すなわち「能動的自己変革」を達成した逸脱者集団は、道徳的くわだてに参加する可能性が高い。これ故、スティグマタイゼーションの対象となるような道徳的くわだての発生と継続のためには、集団は「革新的自我アイデンティティ」を確立していなければならない。⁽²³⁾レイベリングが有効に機能すれば道徳的くわだてへの参加を動機づける相対的剥奪感や義憤はそもそも発生しえない。⁽²⁴⁾

第四節 道徳的くわだてとしての福祉権運動

一つのケーススタディ

本節では、これまで検討してきた分析枠組を一つの限定的主題に適用する。この限定的主題とは、抗議や政策要求がスティグマタイゼーションの対象となるような道徳的くわだての一例としての「福祉権運動」(welfare rights movement)である。⁽²⁵⁾そこで最初に如何なる論理構造を備えた正義の体系が福祉権運動や福祉受給者を逸脱と定義し、福祉政策の抑圧を正当化するかを考察し、次いで如何なる正義が貧困者の相対的剥奪感を強化し、良心的支持者の道徳的意識を喚起し、福祉政策の充実を要求する福祉権運動を正当化するかを考察し、最後に、1960年代にアメリカで発生した福祉権運動の一例を分析する。

1. 自由権的正義とスティグマ

まず「交換」を通じて幸福を追求することを社会正義と主張するような一群の思想や道徳を「自由権的正義」と呼ぶことにして、この道徳体系に論理必然的に含まれざるをえない規範要素を示すことにしたい。「強制的収奪」——例えば負のサンクション能力を用いた脅迫、制度

的特権や差別に基づく資源移転——を不正な行為や制度と定義し、「交換する自由」や「交換しない自由」を権利として保護するために、「自由権的正義」は「契約自由の原則」を規範要素として含まなければならない。⁽²⁶⁾

また「自由権的正義」は「契約自由の原則」を踏みにじってなされた収奪や契約不履行の痕跡を一掃し、その影響を無効化するために不当な被害の補償を要求する規範、「補償的正義」(compensatory justice)をも必要とする。⁽²⁷⁾更に「自由権的正義」は「交換の自由」を保護するだけでなく、積極的に「交換」を価値づけ奨励するために「貢献原理」を必要とする。⁽²⁸⁾資源移転は貢献に応じてなされるべきだとする「貢献原理」は、一種の「交換規範」であるから、「自由権的正義」はこの規範を含むことによって、過度な「愛他的贈与」や、「贈与」に返報しない受益者や、「貢献原理」から逸脱するような自由意志に基づく「差別」を非難することができる。⁽²⁹⁾

かかる特徴を有する「自由権的正義」からは、自発的な意志を無視して強制的になされる資源の一方的移転は不正である。また真に救済を必要とする人々に対し一般社会成員が自発的に合意して行なう社会福祉サービスは、私的ボランティア活動と同じく共同体の愛を体現する活動であるが、社会成員のコンセンサスを得られないような「過剰」な社会福祉サービスは一転して「収奪」と定義される。「自由権的正義」は福祉サービスの「再民間化」と「醸出原理」の強化を絶えず要求する。⁽³⁰⁾また自由権的正義は自立更生の意欲を欠く公的扶助受給者、とりわけ労働能力を有する受給者に「福祉のかっぱらい」(scrounger)のラベルを付与する。更に福祉を権利として要求する福祉権運動に対しては、一層強力なスティグマタイゼーションを行う。

2. 社会権的正義の論理構造

ある種の非互酬的一方向的資源移転を正義と定義する一群の思想や道徳が存在する。「特権」に応じた資源移転を正義と定義する「伝統的正義」や「公共の福祉」の増進という観点から資源移転を制御する「功利主義的正義」や、「手段と機会の実質的平等化」と「ニードに応じた分配」とを要請する「社会権的正義」がそれである。これらの道徳体系のうち、貧困者の生活水準の向上を権利として要求する福祉権運動がコミットすべきそれは、言うまでもなく「社会権的正義」である。⁽³¹⁾

「社会権的正義」の典型はRawls〔1971〕の『正義の二原理』のうちの「第二原理(a)」である。⁽³²⁾Rawlsは、個々人の具体的で個別的な利害が存在し、相互に対立し合う文脈においては、個々の利害が原理の選択に影響を及ぼすが故に合意が成立しえないのであれば、一般的な利己心だけを残して一切の特殊個別的利害を捨象した場——「無知のヴェール」に包まれた原初状態——を想定することによって万人の合意を得られるような正義の基本原則が見出せないかと考える。そしてRawlsが、かかる「原初状態」で合意される原理であるとして呈示するのが「第一原理：各個人は、全ての個人の自由の体系と、両立する限りにおいてもっとも広範囲な基本的自由の全体系に対する平等な権利を持つべきである。第二原理(a)社会的経済的不平等が存在するとしても次の条件が満たされなければならない。(a)社会で最も不利な立場に置かれた人々の利益が最大でなければならない。(ただし未来の世代に公正な配分を残しつつ)、(b)社会の役職や地位は公正な機会均等の条件の下に、万人に開かれたものでなければならない。」(Rawls, 1971, p. 302)である。これらのうち第二原理(a)は「ロールズのマクシミン原理」と

して著名である。彼は、不確実下に置かれた個人は誰しもかけがえのない人生を大きく規定するただ一回の選択に際して、最悪の事態を最小限度に押さえるような安全第一の選択——最も恵まれない個人の状態が相対的に最良であるような社会状態の選択——を行うはずだと主張する。

筆者はRawlsのこの『正義論』は多分に戦略的な議論であると考え。すなわち彼は「自由権的正義」が支配的な現代にあっては、ラディカルな「社会権的正義」を直接説得することは困難と考え、功利的理性に訴えようとしたのである。それはともかく、「マクシミン原理」よりは、「個別的利害を捨象して普遍的正義を選択すべきだ」という規範と、「原初状態における個人の幸福追求権を承認すべきだ」という規範を説得する方が確かに容易である。⁽³³⁾⁽³⁴⁾

「Rawlsのマクシミン原理」が「ニードに応じた分配」を要求するのに対し、「アフーマティヴアクション」を基礎づけた「優先処遇の原理」(preferential treatment)は「手段と機会の実質的平等化」を要求する規範である。「優先処遇の原理」は労働者の雇用や学生の選択に際して、これまで政治的社会的経済的差別の犠牲となってきた黒人や他のマイノリティ集団や女性を、一定の割合を越えて選択すべきことを主張する規範である。この規範の最も本質的特徴は、「集団権」(group right)を設定し、集団の水準で「手段と機会の補償」を要求する点にある。⁽³⁵⁾なお「優先処遇の原理」は、「補償的正義」からの拡張になっているためリベラル派の賛同を得やすい規範である。

3. 1960年代アメリカの福祉権運動の分析

公的扶助受給者によるアメリカ史上初の福祉権運動の担い手となった「全国福祉権組織」

(National Welfare Rights Organization) (1966年結成)は、最盛期(1969年)には正式会員10万人を要する一大社会運動組織であった。まずNWROの「要求」「運動内容」「運動論」を示せば次のようになる。(A)「要求」、①全国保証所得制度の創設②受給者に対する調査行動の制限③A F D C⁽³⁶⁾を受給する母親が男性と同居することを禁止した規則の撤廃④健康で人間らしい生活を送れるまでの給付水準の引き上げ⑤追加所得を理由になされる扶助削減の禁止⑥受給者の法的諸権利の尊重⑦職業を持つ母親の為の保育施設の充実⑧職業訓練プログラムの質的向上⑨より適切な医療扶助⑩衣類及び家具手当の引き上げ⑪社会福祉に関する広報活動の強化。⁽³⁷⁾(B)「運動内容」、①公的扶助の受給申請や特別物品の受給申請を組織的に進める集団給付運動②不当な申請却下や扶助打ち切りに対する法廷闘争③福祉機関の違法行為に対する直接的抗議や福祉サービスの充実を要求するデモンストレーション。⁽³⁸⁾(C)「運動論」①福祉権運動に扶助受給者や貧困者を動員するためには、福祉権思想をキャンペーンすることによって彼らのスティグマ感覚を軽減しなければならない。②また運動目標は具体的かつ短期的なものでなければならない。③運動の正当性を誇示する為に直接行動や法廷闘争を重視しなければならない。④参加者に費用をできるだけ負担させないような運動によって、参加者の利益となるような運動目標の達成を目指さねばならない。⑤貧困者や扶助受給者がターゲット集団から一定の譲歩を引き出すことができるのは、自立更生という役割期待を拒否し組織的に救助を申請し財政的政治的混乱を引き起こし得た時だけである。⁽³⁹⁾

NWROの運動の発生は社会問題の社会学の分析枠組を用いて次の様に説明することができ

る。社会改良への関心の高まり——なかならず貧困問題と黒人問題への関心の高まり——は福祉権運動に正当性と資源とを提供した。勤労倫理という支配的文化の中で貧困者は強いスティグマ感覚を抱いていたにもかかわらず、民主党政府の「貧困戦争」が貧困は社会システムの欠陥によることを宣言し、公民権運動が貧困は人種差別の累積的帰結であることを宣言したことによって、革新的アイデンティティと相対的剥奪感を抱くようになった。また福祉権運動は参加者に選択的利益を提供し得たということによっても大きく成長した。苦情処理や集団給付運動という具体的戦略がこの点では功を奏した。また政府のコミュニティ活動計画や、コミュニティオーガニゼーションを進める教会からの財政的支援は福祉権運動を資源の面から支えた。

またNWR Oの運動の帰結は次の様に説明することができる。1960年代アメリカにおいて発生した福祉権運動は運動の正当性も運動を進めるための資源も完全に外部の集団に依存していた。勤労倫理が文化的基調となっている社会では福祉受給者自らスティグマ感覚を抱いている為、福祉権運動に対する受容的雰囲気は失われると即座に革新的アイデンティティと相対的剥奪感とは消失する運命にある。Nixon政権の登場はこのような転機であった。またもともと扶助受給者は社会運動の為に支払いうる経済的資源をほとんど持ち合わせていないし、組織労働者とは異なり、否定的サンクション能力も乏しい為、福祉権運動は資源の供給をほとんど外部の集団に依存することになった。社会改良的ムードが横溢していた時期にはそれでも福祉権運動は他の集団に政治的・心理的報酬を提供し得た為、互酬的交換関係が成立したが1970年以降のworkfareの時期には、かかる貢献力も消

失し必然的に外部からの資源供給もストップしてしまった。資源動員力の枯渇はNWR Oにとっては致命的であった。

注

- (1) 「コンセンサスアプローチ」は「支配的価値」や「支配的規範」の形成過程を分析しない。尚、「コンセンサスアプローチ」の典型は「アノミー論」である。
- (2) Kitsuseらは自らのアプローチを「主観主義的アプローチ」と呼び、Mertonのアプローチを「客観主義的アプローチ」と呼んでいる。
- (3) 念の為述べておけば、「逸脱行為」は「統制者」を自認する社会成員によって、そのように評価された行為のことである。「レイベリング理論」は「コンフリクトアプローチ」を標榜している。
- (4) 大村(1977)は、「レイベリング理論」が想定する行為理論の、かかる特徴を「外在性のテーゼ」と呼んでいる。
- (5) 「能力低下型剥奪感」の例として頻繁に言及されるのが、ナチズムを支えたドイツの没落中産階級のそれである。また「期待上昇型剥奪感」の例としては、公民権運動やリベラルリフォームの影響で期待が高まった1960年代のアメリカの黒人のそれを指摘できる。また「期待上昇・能力低下型剥奪感」は、近代化を目指す第3世界の国々で時折発生する剥奪感である。
- (6) Geschwenderは高い教育地位と低い職業・所得地位の不整合がエリート黒人を公民権運動に向かわせたと指摘している。
- (7) 「実現可能性」はGurrの「価値能力」とは異なる概念である。価値能力は不足しているが、集合的暴力や社会運動に訴えれば価値客体を獲得できるという信念をそれは意味する。
- (8) 但し、ここでの論述は幾分単純化してある。
- (9) ただし国際比較研究という大きな制約の為に

- 「相対的剝奪感」は状況的変数を指標に取っている。
- (10) Adams〔1963〕は実証研究によって、低賃金に対する不公平感は労働生産性を低下させると指摘している。
- (11) Obershall〔1978〕やTilly, et al,〔1975〕を参照せよ。
- (12) Smelser〔1962〕の『集合行動の理論』も崩壊理論の典型である。
- (13) Marx〔1967〕またCaplan & Paige〔1968〕等を参照せよ。
- (14) アイデンティティ理論に関しては次節で検討する。
- (15) 事例を挙げて敷衍しよう。Dickson〔1968〕はBecker〔1963〕の「マリファナ税法」の制定過程の分析を再分析し、連邦麻薬局の法制定動機に自己の権益の拡大があったと指摘したが、一般成員にはこの種の主観的意味理解は極めて困難である。連邦麻薬局により産出され対象化された「マリファナ使用者」という逸脱類型は、主観的意味連関から独立し客観的意味を内包する記号となる。一般成員はこの客観的類型を用いてステレオタイプの的にマリファナ使用者を理解することになる。
- (16) Goffmanの言う「スティグマタイゼーション」は「スティグマ」と彼が呼ぶ負のラベルを他者に付与するコミュニケーション行為のことであるとしたい。
- (17) 「専門家動員力」は「レイベリング能力」の重要な一部である。深刻な社会問題の存在と対策の必要性に関する道徳的活動家集団の一般的信念は、当該社会問題の「専門家」による科学的分析で確認され、法律の専門家による種々の法的問題の調整を経て初めて実際の説得力のある要求として認知される。
- (18) 「レイベリング能力」と「サンクション能力」は、筆者がレイベリング理論の基本的発想を説明する為に用いる概念であって、レイベリング理論家が使用しているわけではない。
- (19) Sykes等が指摘する「中和の技術」は「自己責任の否定」「危害を加えた事の否定」「自己の行為は正当な処罰行為ないし報復行為であったとする弁明」「告発者の告発」「より上位の道徳に従ったのだとする弁明」である。
- (20) いずれも筆者の用語である。
- (21) 「修正」「逃避」は宝月誠(大村・宝月)〔1979〕の用語、「身元隠し」はGoffman〔1963〕の用語である。
- (22) 「逸脱者の自認」と「よりましな逸脱的アイデンティティとの交換」はやはり宝月の用語、「自我の二重化」は筆者の用語だがGoffman〔1959〕の「演技」やLaing〔1960〕の「ニセ自己」と発想は同じである。
- (23) 「翻身」についてはBerger & Luckman〔1967〕を参照せよ。
- (24) 社会問題過程への参加動機の分析にさいして、相対的剝奪感をアイデンティティ理論で補完。
- (25) 「福祉権」はアメリカで一般に用いられる概念だがその意味は「生存権」にほぼ等しい。
- (26) 各プレーヤーの選択が交叉する事によってそれぞれのプレーヤーに、利得や損失がもたらされるような相互行為を「ゲーム」と呼ぶ事ができる。このうち「交換ゲーム」の本質的特徴は「契約の任意性」という点にある。また各プレーヤーが自己の幸福を求めて合理的に選択すると、特定のプレーヤーに利得をもたらし他のプレーヤーに損失をもたらすような鞍点(Saddle Point)に必ず到達してしまうようなゲームが、利得を得られるプレーヤーの「自由意志」によって「強制的」に行われる場合には、それを「取奪ゲーム」と呼ぶのが適当である。もし「契約自由の原則」がルールとなっていなければ、「自由権的正義」は「取奪ゲーム」を禁止することができない。

- (27) 「交換の自由」は「契約自由の原則」さえ存在すればルールによって保護されたことになるし、処罰だけを考えれば必ずしも「補償的正義」は要請されない。しかし交換を通じて幸福を追求する事を正義と定義する「自由権的正義」が、不正なゲームによって損われた「幸福の補償」を規範的に要求できないならば、正しき人々の幸福を実質的に保護しうる十全な道徳体系にはなり得ない。
- (28) 類似の概念に「互酬規範」(Norm of Reciprocity)がある。これについてはBlau〔1964〕参照。
- (29) 「契約自由の原則」からは自由意志に基づく差別（具体的には交換の拒否等）を非難することはできない。
- (30) Timuss〔1974〕を参照せよ。
- (31) 「自由権的正義」は「契約自由の原則」と「貢献原理」によって「特権」や「差別」を否定し「機会均等」を要求する。これに対して「社会権的正義」は、貢献力を規定する「手段と機会の実質的平等化」と、「欲望」(Want)ならぬ「Needに
 応じた分配」を要求する。
- (32) 市井〔1971〕等を参照せよ。
- (33) しかし「原初状態」における合理的選択が「マクシミン原理」であると即断する事はできない。「期待効用最大化原理」や「許容原理」も考えられる。
- (34) Hammond〔1976〕は社会的意思決定理論の立場から「ロールズのマクシミン原理」の論理分析を行い、「マクシミン原理」（厳密にはレクシミン原理）と同値関係にある遙かに説得的な5つの規範要素のセットを提示している。
- (35) 詳しくは、Fullinwider〔1980〕を参照せよ。尚「社会的費用」の補償という考え方はTimuss〔1974〕にある。
- (36) 「要扶養児童扶助」(Aid to Family with Dependent Children)の事である。
- (37) Piven & Cloward〔1971〕を参照。
- (38) ibid. 及びPiven & Cloward〔1977〕を参照。
- (39) Cloward & Piven〔1966〕

文 献

- Adams, J. S., 1963, "Toward an Understanding of Inequity", Journal of Abnormal and Social Psychology, Vol.67 : 422-436.
- Arrow, K. J., 1963, Social Choice and Individual Values, Wiley 2nd ed.
- Arrow, K. J., 1973, "Some Ordinalist-Utilitarian Notes on Rawls' Theory of Justice", Journal of Philosophy, Vol.70 : 245-280.
- Becker, H. S., 1963, Outsiders; Studies in the Sociology of Deviance, Free Press, 村上直之訳『アウトサイダース』新泉社, 1978.
- Berger, P., and T. Luckman, 1967, The Social Construction of Reality, Anchor Books, 山口節郎訳『日常世界の構成』新曜社, 1977.
- Blau, P. M., 1964, Exchange and Power in Social Life, John Willy and Sons, 間場寿一・居安正・塩原勉訳『交換と権力』新曜社, 1974.
- Blumer, H., 1974, "Social Problems' as collective behavior", Social Problems, Vol.20(Winter) : 298-306.
- Boulding, K. E., 1973, The Economy of Love and Fear; A Preface to Grants Economics, Wordsworth Publishing. 公文俊平訳『愛と恐怖の経済—贈与の経済学序説』佑学社, 1977.

- Caplan, N. and J. M. Paige, 1968, "A Study of ghetto rioters", Scientific American, Vol. 219 (2), : 15-22.
- Cloward, R. A. and Ohlin, L. E., 1960, Delinquency and Opportunity, The Free Press.
- Cloward, R. A. and F. F. Piven, 1966, "A Strategy to end Poverty." The Nation, Vol. 202, No. 18, May; 510-517. なお、これはここにも再録されている。Winberger, P. E. (Ed.), 1969, Perspectives on Social Welfare: An Introductory Anthology, The Macmillan Company, 高沢武司訳「貧困をなくす戦略」, 小松源助監訳『社会福祉論の展望』上, ミネルヴァ書房, 1972.
- Cohen, A. K., 1955, Delinquent Boys, The Free Press.
- Coser, L. A., 1965, "The Sociology of Poverty", Social Problems, Vol. 13: 1+0-1+8.
- Coser, L. A., 1968, "Unanticipated Conservative Consequences of Liberal Theorizing", Social Problems, Vol. 16: 263-272.
- Crosby, F., 1976, "A Model of Egoistical Relative Deprivation", Psychological Review, Vol. 83, No. 2: 621-647.
- Davis, J. A., 1959, "A Formal Interpretation of the Theory of Relative Deprivation", Sociometry, Vol. 22: 280-296.
- Dickson, D. T., 1968, "Bureaucracy and Morality: An Organizational Perspective on a Moral Crusade", Social Problems, Vol. 16 (Fall): 143-156.
- Emerson, R. M., 1969, Judging Delinquents, Aldine.
- Erikson, E. H., 1959, Identity and the Life Cycle, W. W. Norton and Company, 小此木啓吾訳『自我同一性』誠信書房, 1973.
- Erikson, E. H., 1966, The Concept of Identity in Race Relations, Daedalus, 栗原彬訳「自我の正体を求めて」, 高橋徹編『組織の中の人間』平凡社, 1968.
- Erikson, E. H., 1968, Identity Youth and Crisis, W. W. Norton and Company.
- Fave, L., 1973, "The Culture of Poverty Revisited: A Strategy for Research", Social Problems, Vol. 21: 609-620.
- Feagin, J. R., 1975, Subordinating the Poor, Prentice-Hall.
- Fullinwider, R. K., 1980, The Reverse Discrimination Controversy: A Moral and Legal Analysis, Rowman and Littlefield.
- Geschwinder, J. A., 1968, "Explorations in the Theory of Social Movement and Revolutions", Social Forces, Vol. 47: 127-135.
- Gouldner, A. W., 1970, The Coming Crisis of Western Sociology, Basic Books, 岡田直之他訳『社会学の再生を求めて』新曜社, 1978.
- Goffman, E., 1959, The Presentation of Self in Everyday Life, Doubleday and Company, 石黒毅訳『行為と演技』誠信書房, 1974.
- Goffman, E., 1963, Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity, Prentice Hall, 石

- 黒教訳『スティグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房, 1970.
- Gurr, T. R., 1968, "Psychological Factors in Civil Violence", World Politics, Vol.20 : 245-278.(a)
- Gurr, T. R., 1968, "A Causal model of Civil strife : A Comparative Analysis Using New Indices", American Political Science Review, Vol.62, 1104-1124.(b)
- Gurr, T. R., 1970, Why men Rebel, N. J. Princeton Univ. Press.
- Hammond, P. J., 1976, "Equity, Arrows Conditions and Rawl's Defference Principle", Econometrica, Vol.44 : 793-804.
- Harsanyi, J. C., 1958, "Cardinal Welfare, Individual Ethics and Interpersonal Comparisons of Utility", Journal of Political Economy, Vol.63 : 309-321.
- Higgins, J., 1981, State of Welfare Comparative Analysis in Social Policy, Basil Blackwell.
- Horan, P. H., 1974, "The Social Bases of Welfare Stigma", Social Problems, Vol.21, No. 5, June : 648-657.
- 市井三郎, 1971, 『歴史の進歩とは何か』岩波新書
- Kerbo, E. R., 1976, "The Stigma of Welfare and a Passive Poor", Sociology and Social Research, Vol. 60, No.2 : 173-186.
- Kitsuse, J. I. and M. Spector, 1973, Toward the Sociology of Social Problems, Social Conditions, Values, Judgements.
- Kristol, I., 1971, "Welfare the Best of Intentions Worst of Result", The Atlantic Monthly, Vol.228, No.2, August : 45-47. なお, これはここにも再録されている。Weinberger, P. E. (Ed.), 1974, Perspectives on Social Welfare an Introductory Anthology, The MacMillan Campany, 小松源助訳「福祉最善の意図が最悪の結果をもたらしている」小松源助監訳『現代アメリカの社会福祉論』ミネルヴ書房, 119-125, 1978.
- Laing, R. D., 1960, The Divided Self : An Existential Study in Sanity and Madness, Tavistock Publications, 坂本健二・志貴春彦・笠原嘉訳『ひき裂かれた自己—分裂病と分裂病質の実存的研究』みすず書房
- Laing, R. D., 1961, Self and Others, Tavistock Publications, 志貴春彦・笠原嘉訳『自己と他者』みすず書房, 1975.
- Lemert, E. M., 1967, Human Deviance, Social Problems and Social Control, (2nd ed.), Prentice-Hall.
- Levens, H., 1968, "Organizational Affiliation and Powlessness a Case Study of the Welfare Poor", Social Problems, Vol.16 : 18-32.
- Lewis, O., 1959, Five Families, Basic Books, 高山知博訳『貧困の文化—五つの家族』新潮社, 1970.
- Marx, G. T., 1967, Protest and Prejudice ; A Study of Belief in the Black Community, Harper and Row.
- Matza, D., 1969, Becoming Deviant, Prentice-Hall.
- McCarthy, J. and M. Zald, 1977, "Resource Mobilization and Social Movement : A Partial

- Theory", American Journal of Sociology, Vol. 82, No.6 : 1212-1241.
- Merton, R. K., 1957, Social Theory and Social Structure, Free Press, 森東吾・森好夫・金沢実・中嶋竜太郎訳, 『社会理論と社会構造』みすず書房, 1961.
- Merton, R. K., 1966, "Social Problems and Sociological Theory", Merton, R. K. and R. A. Nisbet (eds.) Contemporary Social Problems, 2nd ed. Harcourt Brace, 森東吾訳「社会問題と社会学理論」森東吾・森好夫・金沢実訳『現代社会学大系13巻, 社会理論と機能分析』青木書店, 1969.
- Morin, E., 1969, La Rumeur d'Orleans, Ed. du Seuil, 杉山光信訳『オルレアンのうわさ』みすず書房, 1973.
- Oberschall, A., 1978, "Theories of Social Conflict", Annual Review of Sociology, No. 3 : 291-315.
- 大村英昭, 1977, 「今日のアノミー」, 『ソシオロジー』No.22.
- 大村英昭・宝月誠, 1979, 『逸脱の社会学』新曜社
- Piven, F. F., 1976, "The Social Structure of Political Protest", Politics and Society, Vol.16, No. 3 : 297-326.
- Piven, F. F. and R. A. Cloward, 1971, Regulating the Poor : The Functions of Public Welfare, Pantheon Books.
- Piven, F. F. and R. A. Cloward, 1977, Poor People's Movements : Why They Fail, 1st ed, Pantheon Books.
- Rawls, J., 1971, A Theory of Justice, The President and Fellows of Harvard College, 矢島鈞次訳『正義論』紀伊国屋書店, 1979.
- Runciman, W. G., 1966, Relative Deprivation and Social Justice : A Study of Attitudes to Social Inequality in Twentieth Century England, Univ. of California Press.
- Schur, E. M., 1971, Labeling Deviant Behavior : Its Sociological Implication, Harper.
- Schutz, A., 1932, Der Sinnhafte Aufbau der Sozialen Welt, Springer, Translated by Walsh, G. et al., 1967, Phenomenology of the Social World, 佐藤嘉一訳『社会的世界の意味構成—ウェーバー社会学の現象学的分析』木鐸社, 1982.
- Stouffer, S. A., E. A. Suchman, L. C. Devinney, S. A. Star, and R. M. Williams, 1949, The American Soldier : Adjustment during Army Life (Vol.1), Princeton Univ. Press.
- Sykes, G. M. and D. Matza, 1957, "Techniques of Neutralization : A Theory of Delinquency", American Sociological Review, Vol.22 (December) : 664-670.
- 高橋徹, 1976, 「現代アメリカ知識人」, 大橋健三郎編『総合研究アメリカ 6巻「思想と文化」』研究社
- Tilly, C., L. Tilly, and R. Tilly, 1975, The Rebellious Century 1830 to 1930, Harvard Univ. Press.
- Titmuss R. M., 1968, Commitment to Welfare, George Allen and Unwin, 三浦文夫監訳『社会福祉と社会保障』東京大学出版会, 1971.

Titmuss, R. M., 1974, Social Policy: An Introduction, George Allen and Unwin Ltd, 三友雅夫監
訳『社会福祉政策』恒星社厚生閣, 1981.

Useem, B., 1980, "Solidarity Model, Breakdown Model and Boston Antibussing Movement",
American Sociological Review, Vol.45 : 357-369.

Walster, E., G. Walster and E. Berscheid, 1978, Equity Theory and Research, Allyn and Bacon.

Waxman, C., 1977, The Stigma of Poverty: A Critique of Poverty Theories and Policies,
Pergman Press.

West, M. P., 1978, The National Welfare Rights Movement: Social Protest of Welfare Women,
1960-1976, Unpublished Dissertation Rutgers Univ.

(いしかわ じゅん)